鈴木孝一

はじめに

アメリカにおいて、資産を現物出資して法人を設立する場合、所定の要件を満たすと、譲渡者(出資者、以下同じ)に課税されないという規定がある (Internal Revenue Code Sec. 351(a)、以下、§351(a) のように略記する。)。所定の要件とは次のものをいう。

- (1) 1人または1人以上の者が譲受法人に資産を譲渡する。
- (2) 譲渡は、譲受法人の株式だけとの交換による。
- (3) 譲渡者または複数の譲渡者は、交換直後において譲受法人を支配する。

ここに支配とは、i) すべての種類の譲受法人の議決権株式の総議決権の 80%以上で、かつ、ii) その他のすべての種類の譲受法人の株式の総数の 80%以上を所有することをいう(§368(c))。

この現物出資の非課税規定は、法人事業の設立を促進し、ある種の譲渡 は単なる形式の変更であって実質の変更ではないという政策的な判断を反 映するものである(1)。

たとえば、個人事業に供していた資産を事業主が現物出資して 100%所有の法人を設立し、その法人の株式を受け取る場合を想定しよう。この場合、法人設立前において株主が直接所有していた事業用資産が、法人設立

後にはその株式の所有を通じた間接所有にかわるだけであり、株主持分の継続性 (continuity of interest) は維持される⁽²⁾。したがって、この現物出資は形式の変更であって、実質の変更ではない。実質の変更がなければ、現物出資の時点で株主に課税せずに、株主が受取った株式を将来売却して投資を清算する時点まで課税を繰延べる取扱いには意味がある。

また、上記の要件を満たす場合において、譲渡者が譲受法人の株式以外に金銭ないしその他の資産(これらを以下、交換差金 (boot) という。)を受取ると、金銭の額とその他の資産の時価 (fair market value) の合計額を限度に、利得を認識する (§351(b)(1))。しかし、損失は認識しない (§351(b)(2))。

すなわち、現物出資により株主に実現した利益のうち、持分が継続する 株式の受取りに見合う部分には課税しないが、交換差金の受取りは投資の 清算であり、その部分に課税するものである。

ところで、個人で営んでいた事業を現物出資により、法人に移して法人 形態で事業を継続する場合、法人の設立に際して、新設の法人が、それま での事業の債務を引受けることはよくある。さらに、借入金 (mortgage) の担保となっている資産を出資し、法人がその債務を引受けることがあ る⁽³⁾。

このような場合、引受けられた譲渡者の債務は、譲渡者が受取った交換 差金に該当するかどうかの問題が生じる。

この問題について、1938年に、ヘンドラ (Hendler)事件でアメリカ連邦最高裁は、譲渡者の債務を譲受法人が引受けて支払うことは、組織再編成の規定によれば譲渡者に対する交換差金であると判示した(4)。

この判決によると、それまで非課税と考えられていた多くの法人設立や 組織再編成は、債務の引受けについて一部課税されることになる。そうな ると、譲受法人はその交換で(譲渡者が 筆者注)認識すべきであった利 得を受取った資産の税務基礎価額に加算して引き上げることができる。税

務基礎価額の引き上げにより、交換で受取った資産の減価償却費が増加するか、または、その後の資産の処分による利得が減少する(または、損失が増加する)ことになる。その結果、税金が減少する。同様に、譲渡者は交換で受取った株式の税務基礎価額を引き上げることができる。また、譲受法人が組織再編成や法人設立で譲渡者の債務を引受けるか債務の担保となっている資産を引継ぐと、常に利得が認識されることになれば、§351や同種の非課税規定の有効性は著しく損なわれる。

そこで、財務省は裁判に勝訴したにもかかわらず、ヘンドラ 事件での 勝訴を覆すため、連邦議会に、非課税の交換取引で、譲受法人が譲渡者の 債務を引受けるか、あるいは債務の担保に供された資産を受取っても、譲渡者にとっては交換差金でない旨の規定を定めるよう要請した。連邦議会はこれに答えて、1939年に、現行規定の元となる§357(a)の原則的な取扱いと§357(b)の例外的な取扱いを法律に定めた。原則的な取扱いに対するもう一つの例外的な取扱い、§357(c)は1954年に追加され、その後、いくつかの立法上の見直しが行われた。

これらの諸規定は、§351の現物出資で法人を設立するに際して、譲渡者の債務を譲受法人が引受けた場合の譲渡者の課税の取扱いを定めた規定である。すなわち、i)§357(a)は、債務の引受けは、譲渡者に対する交換差金の支払いとはみなさないとする規定であり、ii)§357(b)は、この原則に対する例外として、譲渡者の主な目的が租税回避であるか、または真正な事業目的がない場合には、債務の引受けは交換差金になると定めたものである。また。iii)§357(c)は、引受けた債務が、譲渡した資産の税務基礎価額を超える場合には、その超過額について利得を認識しなければならないとする例外規定である。

本稿は、この§357の諸規定を、譲渡者が資産との交換で受取った譲受法人の株式の税務基礎価額を定める§358の規定及び、資産の出資を受けた譲受法人がその資産に付すべき税務基礎価額を定める§362の規定

と関連付けて検討する。

なお、記述の統一を図るため、各設例における当事者は特に断りがない限り、譲渡者 (譲受法人に資産と債務を出資する個人株主)を株主 A、譲受法人 (出資を受ける法人で、譲渡者の債務を引受ける法人)を法人 X と表記する。

1 現物出資に伴う債務引受けの原則的な取扱い

- (1) 債務の引受けに係る譲渡者の課税
- §357(a) は次のように規定する。

「債務の引受けは、次のいずれにも該当する場合には、金銭または他 の資産とはみなされず、当該交換に § 351 または § 361⁽⁵⁾の適用がある。

- (i) 納税者(株主 A 筆者注)は§351と§361で、それが唯一の対価であるとしたならば利得を認識することなく受け取ることができる資産(法人 X の株式 筆者注)を受け取る。
- (ii) 対価の一部として、その交換の他方の当事者 (法人 X 筆者注) は、納税者の債務を引受ける。」

すなわち、譲渡者が§351の要件を満たす現物出資で、資産を譲渡するとともに、譲渡者の債務を譲受法人が引受けて、譲渡者が対価として譲受法人の株式を受け取る時、その債務の引受けは§351の交換取引において交換差金とはみなされない。そのため、実現した利得は認識されず、譲渡者に課税されない。

設例 1⁽⁶⁾ (債務引受けに係る課税の原則)

株主 A は\$20,000 の不動産を購入し,\$10,000 は現金で支払い,残りの\$10,000 は借入れて支払った。資産の時価が\$200,000 に増加した後,借入金を返済する前に、株主 A はその資産を法人 X に譲渡して100%の普通株式を受取り、あわせて法人 X は株主 A の借入金\$10,000 を引受け

た。この設例では、株主 A が法人 X に出資した純資産価値 (net value) は、\$190,000 である。出資との見返りに、株主 A は\$190,000 の株式を受取るとともに、\$10,000 の債務を免除される。株主 A には180,000 の利得が実現する (\$200,000 - \$20,000)。§351 の基本的な取扱いは、株主 A は、交換差金を限度に利得を認識する以外は、非課税の扱いを受ける。ここでの税務上の問題は、債務の免除が交換差金となり、株主 A は\$10,000 の「交換差益 (boot gain)」を計上しなければならないかである。§357(a) により、株主 A の借入金\$10,000 を法人 X が引受けても、交換差金とはみなされない。

(2) 譲渡者が交換で受け取った株式の税務基礎価額

上記設例1で、株主Aは課税されないが、株主Aが出資により取得した法人Xの株式の税務基礎価額は時価ではなく、§§358(a)、(d)の次の規定により、出資した資産の税務基礎価額から引受けた債務の額を減額した金額になる。

§358(a)(1) の規定は次のとおりである。

「§§ 351, 354, 355, 356, 361 の交換で, 利得・損失を認識することなく受取ることのできる資産 (法人 X の株式 筆者注) の税務基礎価額は, 交換した資産の税務基礎価額に次の金額を加算・減算をした金額である。

(A) 減算する額

- (i) 納税者 (株主 A 筆者注) が受取った他の資産 (金銭を除く。) の時価
- (ii) 納税者が受取った金銭の額
- (iii) 納税者が交換で認識した損失の額
- (B) 加算する額
 - (i) 配当とみなされた金額

(ii) 納税者が交換で認識した利得の額 (その利得のうち,配当とみなされた金額を除く。)」

これは、株主 A が資産の譲渡で繰延べた利得を、将来、株式を譲渡するときに課税するために、基本的には、交換で譲渡した資産の税務基礎価額を株式の税務基礎価額に付替えるものである。すなわち、交換前の資産の税務基礎価額が交換後の資産の税務基礎価額になる。これを交換価額(exchanged basis) という(§7701(a)(44))。

さらに、§358(d) は次のように規定する。

- 「(1) 納税者 (株主 A 筆者注) に対する対価の一部として,交換の他方の当事者 (法人 X 筆者注) が納税者の債務を引受けたときは,当該引受けは,§358の適用上,この交換で納税者が受け取った金銭とみなされる。
- (2) 上記の取り扱いは、§357(c)(3) によって除外された債務には 適用がない(この規定の趣旨は5で後述する。)。」

換言すれば、法人 X が引受けた株主 A の債務は、§ 351 の非課税規定の適用上は交換差金とみなさないが、株主 A の税務基礎価額の計算上は交換差金として扱うということである。このような取扱いの跛行性 (dichotomy) は、株主が法人を設立する取引において、債務の出資 (contribution of liabilities) により、株主が受取る価値に着目すると良く理解できる。出資する株主は、法人との取引で、免除された債務を限度に利益を得る。この利得は「債務免除 (discharge of indebtedness)」益に類似する。§ 357(a) は、この利得に係る課税を単に一時的に免除する。また、§ 358 は税務基礎価額の計算上、債務を受け取った金銭として扱い、株式の税務基礎価額を債務の額だけ減額して、「債務免除タイプ」の利得を将来課税する(*)。

株主 A は、上記の設例で、\$ 190,000 の価値ある株式と\$ 10,000 の価値 のある債務の免除を受け、その価値は合計で\$ 200,000 である。また、株

主 A に実現した利得は\$180,000であった。§358により、引受けた債務だけ税務基礎価額を減額する必要があるので、株主 A は不動産の交換価額\$20,000を債務の額\$10,000だけ減額して、株式の税務基礎価額を\$10,000とする。株主 A が将来その株式を\$190,000で売却する場合には、課税所得は\$180,000になる。これは、まさしく§351取引で繰延べられた利得の金額である。株式の税務基礎価額を債務の額\$10,000だけ減額しなければ、将来売却した時の課税所得は\$170,000になり、先の「債務免除タイプ」の利益が永久に課税されないことになる(®)。

(3) 譲受法人が交換で受け取った資産の税務基礎価額

現物出資で受け入れた資産の法人 X における税務基礎価額は、§ 362 の次の規定により、株主 A が資産に付していた税務基礎価額を引継ぐ。

「次の取引により法人 (法人 X 筆者注) が資産を取得した場合には、その税務基礎価額は、譲渡者 (株主 A 筆者注) の税務基礎価額に譲渡者が認識した利得を加算した額である。

- (1) § 351 の適用がある。
- (2) 剰余金または出資金となる。」

§ 362(a) によれば、法人 X が § 351 の交換で受け取った資産の税務基礎価額は、株主 A から引継いだ税務基礎価額に株主 A が認識した利得を加算した金額である。これは、基本的には株主 A が資産に付していた税務基礎価額を引継ぐものであり、引継価額(transferred basis)という(§ 7701(a)(43))。また、交換価額と引継価格の双方を代替価額(substituted basis)という(§ 7701(a)(42))。

§ 358 と§ 362 はどちらも、株主 A が§ 351 の現物出資で繰延べた利得・ 損失を株主 A と法人 X の税務基礎価額に保持した (preserved) もので ある。したがって、株主 A は、将来、株式を譲渡した時に繰り延べられ た利得に課税され、法人 X は出資された資産を将来、譲渡した時に、同

図表 1 債務の引受けに係る原則的な課税関係の一覧表(10)

1. 株主 A の実現した金額

a.株式	\$ 190,000
b. 債務の免除 (注)	10,000
c . 合計	200,000
2. 差引;株主 A の資産の税務基礎価額	20,000
3. 株主 A に実現した利得	180,000
4. 株主 A が認識した利得	0
5. 株主 A が付す株式の税務基礎価額 (2 - 1b + 4)	10,000
6. 法人 X が付す資産の税務基礎価額 (2+4)	20,000
7. 株主 A が繰延べる利得 (3 - 4)	180,000
8. 株主 A が株式売却時に実現する利得 (1a - 5)	180,000

(注)債務の免除は実現した金額に含まれる (Income Tax Regulations Sec. 1. 1001-2(a),以下§1. 1001-2(a)のように略記する。)。以下、図表2から図表4の一覧表において同じ。

一の利得に課税される。かくて、同一利得に対する二重課税の問題が発生 する⁽⁹⁾。

本設例においては、株主 A が認識した利得はないので、株主 A が資産に付していた税務基礎価額 \$ 20,000 がそのまま引継がれて、法人 X が資産に付すべき税務基礎価額になる。

本設例における当事者の課税関係を一覧表にまとめれば図表1のように なる。

2 現物出資に伴う債務引受けの例外的な取扱い ---- 租税回避目的がある場合

現物出資において、租税回避の目的で譲渡者の債務を引受ける場合には、 上記1の原則的規定は適用されず、引受ける債務は交換差金になる。

§357(b) で、この租税回避目的の取引に対する原則規定の適用除外を

次のように規定している。

「債務の性質や債務引受けの取決め (arrangement) がなされた事情を考慮して、上記§357(a) に規定する債務の引受けに関する納税者 (株主 A 筆者注)の主たる目的が、

- (A) その交換に係る連邦所得税を回避する目的である。
- (B) このような目的がない場合でも, 真正な (bona fide) 事業 目的がない。

場合には、交換で引受けた債務の全額が、 §§ 351, 361 の適用上、交換により納税者が受取った金銭とみなされる (§ 357(b)(1))。」

この規定は、譲渡者が譲渡直前に資産を担保に借入れ、借入れた資金を手元においたまま、債務を法人に支払わせることにより、法人から現金を引き出す取引を阻止しようとするものである。たとえば、§351の交換直前に資産を担保に借入れを行い、借入れた資金で個人の住居を購入する場合がこれに該当する(11)。

§ 357(b) の適用がある場合には、引受けた債務の全額(租税回避目的により発生した特定の債務に限らない。)が、交換で認識すべき利得の計算上、交換で受け取った金銭として扱われる。そして、租税回避目的がないことや真正な事業目的があることの証明は、納税者(株主 A 筆者注)が行わなければならない(§1.357-1(c))。

設例 2 (12) (租税回避目的がある場合の利得の認識)

株主 A は、数年前に不動産を現金 \$ 20,000 で購入した。資産の価値が \$ 200,000 に上昇し、法人を設立する前に、株主 A は、この不動産を銀行 借入金 \$ 10,000 の担保として抵当に入れ、借り入れた資金は個人的な休暇に使う。株主 A は、その後、法人の株式 \$ 190,000 との交換に、債務と一緒にその資産を法人 X に移転する。この場合、債務の引受けは租税回避目的である、ないしは、真正な事業目的がない。株主 A は、法人 X との取引 (corporate solution) から首尾よく \$ 10,000 の現金を引き出して、

図表 2 債務の引受けに租税回避目的がある場合の課税関係の一覧表

1. 株主 A に実現した金額

a . 株式	\$ 190,000
b. 債務の免除	10,000
c . 合計	200,000
2. 差引;株主 A の資産の税務基礎価額	20,000
3. 株主 A に実現した利得	180,000
4. 株主 A が認識した利得	10,000
5. 株主 A が付す株式の税務基礎価額 (2 - 1b + 4)	20,000
6. 法人 が付す資産の税務基礎価額 (2+4)	30,000
7. 株主 A が繰延べる利得 (3 - 4)	170,000
8. 株主 A が株式売却時に実現する利得 (1a - 5)	170,000

その資金を個人的な目的のために使用する。このような場合には、株主 A は、§357(b) により、\$10,000 を交換で受け取った金銭(交換差金)として扱われ、\$10,000 の「交換差益」を計上する。§358 により、不動産からの交換価額\$20,000 は、まず、債務\$10,000 を減額し、次いで認識した利得\$10,000 を増額するので、株主 A の株式の税務基礎価額は\$20,000 になる。株主がこの株式を\$190,000 で売却すると課税所得は\$170,000 になる。株主 A には、実現した利得\$180,000 のうち\$10,000が、法人設立時にすでに課税されているので、§358 の税務基礎価額の調整は、妥当な結果をもたらすものである。

本設例における当事者の課税関係を一覧表にまとめれば図表2のように なる。

3 現物出資に伴う債務引受けの例外的な取扱い

--- 引受けた債務の額が譲渡した資産の税務基礎価額を超過する場合

債務の引受けに係る§357(a)の原則的な規定は、引受けた債務の額が譲渡した資産の税務基礎価額を超過する場合の債務超過部分には適用され

ず、その部分(以下、債務超過額という。) は交換により受け取った金銭 (交換差金) とみなされる。

§357(c) は、次のように規定する。

「§351が適用される交換で、引受けた債務の合計額が、交換により譲渡した資産の修正税務基礎価額 (adjusted basis) を超える場合、この超過額は資本資産か、またはそれ以外の資産の売却又は交換による利得とみなされる (§357(c)(1))。」

この規定は、譲渡者が付す株式の代替価額 (substituted basis) が、 § 358 によりゼロ以下になることを防止するものである(13)。

設例3 (債務超過額がある場合の利得の認識)

株主 A の法人 X への出資が、購入額 \$ 20,000、時価 \$ 200,000 の建物であったとする。また、購入額は現金 \$ 10,000 と借入金 \$ 10,000 で支払われた。法人 X に出資するまでに、株主 A は建物について \$ 15,000 の減価償却をし、建物の税務基礎価額は \$ 5,000 であった。出資により、法人 X は債務 \$ 10,000 を引受けた。債務の引受けは、§ 357(a) の一般原則により、通常は交換差金として扱われないが、§ 357(c) により、譲渡した資産の税務基礎価額を超える債務の額は、資本資産かそれ以外の資産の売却又は交換による利得とみなされる。この取扱いにより、株主 A は \$ 5,000 (債務 \$ 10,000 - 建物の税務基礎価額 \$ 5,000) の課税所得を計上する。 § 358 により、株主 A が付す株式の税務基礎価額は、建物の税務基礎価額 \$ 5,000 に引受けた債務 \$ 10,000 (§ 358(d)(1) により、交換差金とみなされる。筆者注)を減算し、認識した利得 \$ 5,000 を加算した金額である。調整後、株主 A が株式に付す税務基礎価額は、ゼロになる(14)。

ここで再度, 株主 A が§351 の交換で\$195,000 の利得を実現する(受取った株式の時価\$190,000+引受けた債務の額\$10,000-資産の税務基礎価額\$5,000) 設例に戻る。上記の設例3で利得を認識しなければ,株式の税務基礎価額はマイナス\$5,000(建物の税務基礎価額\$5,000-引受

けた債務の額 \$ 10,000), すなわち負の税務基礎価額 (negative basis) になる。理論的には、株主 A は株式の税務基礎価額をマイナスのままで保持することができる。後日、株式を \$ 190,000 で売却すると、株主 A は \$ 195,000 (実現した額 \$ 190,000 - 株式の税務基礎価額 \$ 5,000) 課税所得を計上する(15)。

しかし、理論的には可能であるにしても、連邦議会、財務省、多くの裁判所は負の税務基礎価額という概念を支持しなかった。この厄介な問題を解決するため§357(c)が必要となった。すなわち、負の税務基礎価額にしなければ、株主 A の債務免除益に該当する利得の全部を後日課税することができなくなる。株主 A の建物の税務基礎価額はわずか\$5,000であり、債務の免除は\$10,000であるので、§358の規定に基づいて株式の税務基礎価額をゼロまで減額することは可能であるが、これでは、実現した利得のうち認識しなかった利得の一部を課税できないことになる(たとえば、後日、この株式を\$190,000で売却すると、株式の税務基礎価額はゼロなので、\$190,000の課税所得となる。これは、本来の課税所得\$195,000より\$5,000少ない。筆者注)。そこで、§357(c)は、債務超過額を株主 A が法人に移転した時に、株主 A に利得が実現したものとし

図表3 債務超過額がある場合の課税関係の一覧表

1. 株主 A に実現した金額

a.株式	\$ 190,000
b. 債務の免除	10,000
c . 合計	200,000
2. 差引;株主 A の資産の税務基礎価額	5,000
3. 株主 A に実現した利得	195,000
4. 株主 A が認識した利得	5,000
5. 株主 A が付す株式の税務基礎価額 (2 - 1b + 4)	0
6. 法人 X が付す資産の税務基礎価額 (2+4)	10,000
7. 株主 A が繰延べる利得 (3 - 4)	190,000
8. 株主 A が株式売却時に実現する利得 (1a - 5)	190,000

て\$5,000 を認識することにしたのである。この取り扱いにより、株主 A の税務基礎価額はゼロになるとともに、その後の売却で\$190,000 の課税所得を計上することになる。\$5,000 は法人 X に譲渡した時にすでに課税済みであり、課税所得の合計は、本来の\$195,000 になる(16)。

本設例における当事者の課税関係を一覧表にまとめれば図表3のように なる。

4 例外的な取扱いにおいて課税される利得の金額の相違

§ 357(a) の例外として§ 357(b) と§ 357(c) があり、いずれかの規定 の適用があると、§ 351 の交換で、譲渡者に利得が認識される。

設例 4(17) (規定の適用順位)

株主 A は§351の適用のある交換で、時価\$35,000 相当額の 株式を 受取り、法人 は株主 A から\$15,000の借入金を引受けた(したがって、 実現した金額は\$50,000である。筆者注)。株主 A が法人 X に出資した 資産の税務基礎価額は\$10,000とする。

§ 357(b) の適用がない場合には、§ 357(c) は、債務のうち、まず、 \$ 10,000 を税務基礎価額の回収として扱い、残りの\$ 5,000 を資産の売却または交換により認識した利得として扱う。§ 357(b) の適用がある場合、すなわち、法人 X が§ 351 の取引の一部として(現金 筆者注)\$ 15,000を分配する場合には、株主 A は\$ 15,000の全額に課税される。§ 357(c)の利得を認識しなければならないかどうかの判定において、株主 A は、譲渡したすべての資産の修正税務基礎価額合計を合算することができる(§ 1.357-2(b) example 1 及び2参照)。これは、すべての投下資本(capital)を回収して初めて利得を現金化するという考え(18)に基づくものである。それゆえ、株主 A が税務基礎価額総計\$ 15,000の現金または資産を追加して出資した場合には、その譲渡について利得を認識しない。なぜな

ら、法人 X が引受けた債務は、譲渡した資産の修正税務基礎価額の合計 を超えないからである。

なお、 \S 357(b) と \S 357(c) は、いずれも \S 357(a) の例外規定であるが、 \S 357(b) は、譲渡者の動機(租税回避目的と事業目的)について判定が必要であるのに対し、 \S 357(c) は(税務基礎価額を超える債務超過額)の算術計算(arithmetical computation)である点が異なる \S

また, § 351 の交換取引に§ 357(b) と§ 357(c) の両方の規定が適用される場合には、§ 357(b) が優先適用される(357(c)(2)(A))。

§ 351 の交換で、債務超過額がある場合には譲渡者は債務超過額を利得として認識する。

しかし、この例外的な取り扱いに対して、さらに例外があり、譲渡者側で控除できたはずの債務は、債務超過額の計算上、債務の金額から除外される(§357(c)(3)(A))。

この規定は、現金主義の納税者 (cash-method taxpayer) が、§ 351 取引で税務基礎価額ゼロの売掛金を買掛金とともに譲渡する場合に生じる問題を治癒しようとするものである⁽²⁰⁾。

設例 5 (現金主義の譲渡者の買掛金の引受け)

株主 A は現金主義の納税者であり、単独所有の法人 X を設立する。その時の事業上の資産と負債は売掛金 \$ 100 と買掛金 \$ 20 だけである。交換で、株主 A は純資産価値 \$ 80 の X 株式を受け取る。

現金主義の納税者なので、株主 A の売掛金の税務基礎価額はゼロである。したがって、§ 357(c)(3)(A) がなければ、その取引で利得\$ 20(買

掛金 \$ 20 - 売掛金の税務基礎価額 \$ 0) を認識しなければならない。さらに、株主 A は受取った株式 \$ 80 の税務基礎価額をゼロ (譲渡した売掛金の税務基礎価額 \$ 0 - 債務の額 \$ 20 + 株主 A が認識した利得 \$ 20 筆者注)とする (§ \$ 358(a)(1),(d)(1))。また、法人 X は受取った売掛金 \$ 100の税務基礎価額を \$ 20 (株主 A の売掛金の税務基礎価額 \$ 0 + 株主 A が認識した利得 \$ 20 筆者注)とする (§ 362(a))。法人設立で実現した利得 \$ 100 (株式の時価 \$ 80 + 引受けた債務 \$ 20 - 売掛金の税務基礎価額 \$ 0)のうち、\$ 20 は認識し、残り \$ 80 は法人 X と株主 A の双方で保持する(21)。

次に、§357(c)(3)(A) を考慮した場合の結果と比較する(図表4参照)。

図表 4 債務超過額の計算において債務に含めない場合の課税関係の比較

1. 株主 A に実現した金額	§ 357(c) (3) <u>の適用なし</u>	§ 357(c) (3) <u>の適用あり</u>
a. 株式	\$ 80	\$ 80
b. 買掛金の免除	20	20
c . 合計	100	100
2. 差引;株主 A の売掛金の税務基礎価額	0	0
3. 株主 A に実現した利得	100	100
4. 株主 A が認識した利得	20	0 *1
5. 株主 A が付す株式の税務基礎価額 (2 - 1b -	+4) 0	0 *2
6. 法人 X が付す資産の税務基礎価額 (2+4)	20	0
7. 株主 A が繰延べる利得 (3 - 4)	80	80 *3
8. 株主 A が株式売却時に実現する利得 (1a -	5) 80	80

(補足説明)

- *1 買掛金を債務に含めないので、債務超過額は発生せず、利得を認識しない。
- *2 債務から除外される買掛金は、株式の税務基礎価額を減額しない(§ 358(d)(2))
- *3 買掛金相当額を交換差金として利得を認識し、同時に現金主義の下で支払ったなら控除できたはずの損金(買掛金の額)と相殺したとみなす⁽²²⁾。そのため、株主 A は譲渡時に\$20の利得を認識したと擬制しているので、繰延べる利得は\$80に減少する。

もし、買掛金が債務として扱われなかったとしたら、株主 A は法人設立で利得を認識しない。また、株主 A は買掛金の金額を X 株式の税務基礎価額から減額する必要はない (§§ 358(a)(1),(d)(1),(2))。しかし、株式の純資産価値は買掛金の額だけ減少する (basis credit for the payable)。これは、売掛金の時価 \$ 100 から買掛金 \$ 20 を即時に控除して、交換前における売掛金の利得 \$ 100 を、交換後には X 株式の将来の利得 \$ 80 に減らすことと同じである。株主 A はこの利得 \$ 80 を将来に繰延べる。さらに、ある状況では、\$ 20 の買掛金は、それを支払ったときに控除できる。この場合には、債務は 2 つの税務上の恩典をとることができる(23)。

なお、上記§357(c)(3)(A) は、債務の発生が、資産の税務基礎価額を構成するかまたは増加させるものである場合は、その債務には適用しない(§357(c)(3)(B))。すなわち、§357(c)(1) の債務超過額の計算上、当該債務は§357(c)(1) の債務の金額に含まれる。

たとえば、償却資産の購入が税務基礎価額を構成する場合には、その債務は、§357(c)(3)(A) の例外規定の適用がない。債務の発生が資産の税務基礎価額を構成するか、税務基礎価額を増加するものである場合に、§357(c)(3)(A) が想定している過酷な状況は存在しない。債務に見合う事業費用(business expense)を控除するという正当な権利は失われていないからである。その権利は代替価額を付すことによって法人側に保持されている。このような債務には(§357(c)の債務超過額の計算に際して、債務に含めないという 筆者注)§357(c)(3)(A) の規定の適用はない(§357(c)(3)(B))。かくて、§357(c)の利得を計算するに際して、これを債務に含め、譲渡した株主は§357(d)(1) に基づいて株式の税務基礎価額を債務の額だけ減額しなければならない(24)。

6 債務の種類と債務引受けの要件

債務を引受ける場合、その債務の履行義務が、引受け前の債務者にあるか否かにより、リコース債務とノンリコース債務の2つに区分できる。両者の違いは、次のように説明できる。

資産が、ノンリコースモーゲッジ(nonrecourse mortgage)の担保に供されている場合は、譲渡した資産は、没収(forfeiture)されるが、借手は債務の支払義務がない。他方、資産がリコースモーゲッジ(recourse mortgage)の担保に供されている場合は、資産自体が没収されるとともに借手は個人的に支払義務を負う。すなわち、借手の他の資産を返済に充てなければならない⁽²⁵⁾。

§357(a) の規定を適用するに際して、それぞれの債務ごとに、引受ける要件が異なる。

(1) リコース債務 (recourse liability) は、すべての事実と状況から判断して、譲受者 (法人 X 筆者注) が当該債務を支払うことに同意し、かつ、返済すると見込まれる場合に、引受けたとみなされる。譲渡者 (株主 A) がこの債務の支払いを免除されるかどうかは問わない (§357(d)(1)(A))。

この場合,誰が、債務を引受けることに同意し、支払うと見込まれるかの決定に際しては、あらゆる事実と状況が考慮される。譲受者が債務を支払うことに同意した場合は、これと異なる事実がない限り、譲受者が支払うと見込まれる⁽²⁸⁾。

この規定は、譲受者ではなく譲渡者が債務を支払う場合に、譲受者への 資産の譲渡について譲渡者が経済的恩典 (economic benefit) を受けてい ないという経済実態を反映することを意図している。したがって、譲受者 に引き継がれなかったリコース債務は、§357(c) の利得の計算から除外

される⁽²⁷⁾。

設例 6(28) (リコース債務の引受け)

株主 A は、時価 \$ 100 (修正税務基礎価額 \$ 70) の資産を出資した。その資産はリコース債務 \$ 80 の担保に供されている。法人 X は債務を支払う義務を引き継がない。株主 A は、§ 357(c) の利得を認識しない。なぜなら、株主 A の税務基礎価額 \$ 70 は引受けた債務 \$ 0 を超えるからである。

(2) ノンリコース債務 (nonrecourse liability) は、当該債務を負担する資産の譲受者によって引受けられたものとみなされる (§ 357(d)(1)(B))。

ただし、引受けるノンリコース債務の金額は、次のいずれか少ない金額 を減額した金額である (§357(d)(2))。

- (A) 譲受者に譲渡せずに、当該債務を負担している他の資産を所有 する者が、債務を支うことに同意し、かつ支払う見込みである当 該債務の金額
- (B) 当該他の資産の時価

これは、意図しない§357(c) の罠 (trap) を取り除くとともに、複数の資産でノンリコース債務を保全することによって、税務基礎価額を恣意的に水増しすることから生じる不正使用 (abuse) を排除しようとするものである(29)。

設例 7⁽³⁰⁾ (ノンリコース債務の引受け)

ノンリコース債務 \$ 100 は、株主 A が所有する 2 つの資産によって保全されている。1 つの資産は、時価 \$ 40 (税務基礎価額 \$ 10)、もう 1 つの資産は、時価 \$ 80 (税務基礎価額 \$ 50) である。株主 A は時価 \$ 80 の資産を法人 X に出資し、もう 1 つの資産は保持する。株主 A はノンリコース債務を返済する義務を負う。(中略) § 357(c) (より正確には、§ 357(d) 筆者注)の規定によれば、株主 A は債務を返済する義務があるので、保

持した資産の時価 \$ 40 に相当するノンリコース債務が残っているとみなされる。したがって、法人 X は \$ 60 (債務合計 \$ 100 - 株主 A に残っているとみなされた額 \$ 40) のノンリコース債務を引受けたとみなされる。その結果、株主 A は利得 \$ 10 (法人 X が引受けたとみなされる債務 \$ 60 - 税務基礎価額 \$ 50) を認識する。

7 複数の資産が債務の担保に供されている場合の取扱い

債務が複数の資産によって保全されている場合に、そのうちの一部の資産のみを譲受法人に出資すると、その資産の税務基礎価額をどのように計算するかの問題があった。そこで、1999年に、§357(d)の改正とあわせて、連邦議会は従来の§362に§362(d)の規定を追加して問題の解決を図った。この規定の改正理由は次のとおりである。

ある種の債務の譲渡が含まれる状況において、改正前の取扱いは不明確であった。そのため、連邦議会は、ある納税者が不明確さを利用して取引を構築することに関心を寄せた。たとえば複数の資産で1つの債務を保全するとする。このとき、ある納税者は、その資産を異なる子会社に譲渡する場合には、資産の税務基礎価額を決定するに際して、債務の全額を計算に入れるという立場をとるかもしれない。このように解釈すると、税務基礎価額が重複計上になるか、資産に付すべき税務基礎価額はそれぞれの時価を超えることになる。その結果、過大な減価償却費が計上され、所得の金額は正しく計算されなくなる(mismeasurement of income)。改正された規定は、不明確さを排除し、これらの法人取引の基礎となる経済実態(economics)を反映しようとするものである(31)。

1990年代に、債務の引受け規定に内在する曖昧さを利用した不可解な 租税回避取引 (arcane tax-shelter transactions) が法律改正の契機となっ たわけであるが、その取引とは具体的には次のような取引をいう⁽³²⁾。

外国法人または非課税組織体(tax-exempt enitity)等の課税がなされない事業体(tax-indifferent party)が、税務基礎価額ゼロ(時価は各\$100)の3つの資産を1つの債務\$100の共同担保(cross-collateralized)に供している。そして、それぞれの資産を債務\$100の担保に供したまま3つの100%所有の米国子会社に譲渡する。関連諸規定の文理解釈(literal reading)によれば、それぞれの米国子会社は、債務の全額\$100を引受けたものとみなされ、§362(a)により、筆者注)出資された資産の税務基礎価額を\$0から\$100へ引き上げることができる(その結果、出資された資産の3社の税務基礎価額の合計は\$300になる。筆者注)。しかしながら、譲渡者は債務の引受けについて(利得合計\$300は 筆者注)米国で課税されていない。このような取引は、譲受者において税務基礎価額の過大計上になり、過大な減価償却費の計上により所得の誤計上を促進する。

そこで、連邦議会は§362(d)を追加して、次のような規定を設けた。

- 「(1) 債務の引受けにより譲渡者 (株主 A 筆者注) が認識した利得は、資産の税務基礎価額に加算されるが、その資産の税務基礎価額は時価を限度とする。
- (2) 次のいずれにも該当する場合には、税務基礎価額の決定に際して、債務の引受けにより譲渡者が認識した利得の額は、譲受者(法人X 筆者注)が債務の担保となっている資産の時価の比で按分して計算した債務の額を引受けたものとして計算する。
 - (A) 譲受者がノンリコース債務を引受けたことにより譲渡者が 認識した利得で、そのノンリコース債務が譲受者に譲渡さ れなかった資産によっても担保されている。
 - (B) 当該利得に内国歳入法 (under this title) の連邦所得税を 課税された譲渡者がいない。」

要するに、債務は、その担保に供されている資産の時価の割合で、各資

産に按分し,譲受けた資産について認識する利得は,資産に按分された債務を引受けたものとみなして計算する⁽³³⁾。

上記の事例では、各米国子会社が引受けた債務は\$33.33であり、3社の§357(c)の利得総額は\$100になる(34)。米国子会社の資産の税務基礎価額はそれぞれ\$0から\$33.33に引き上げられ、3社の合計額\$100は共同担保に供している1つの債務\$100と一致する。

設例 8(35) (資産の時価と税務基礎価額)

株主 A は、時価 \$ 50 (修正税務基礎価額 \$ 10) の資産を法人 X に出資する。この資産はノンリコース債務 \$ 60 の担保に供されている。株主 A は § 357(c) により、利得 \$ 50 (債務 \$ 60 - 税務基礎価額 \$ 10) を認識する。 § 362(a) によれば、法人 X は出資された資産の税務基礎価額を \$ 60 (資産の税務基礎価額 \$ 10 + 認識した利得 \$ 50) にできたはずであるが、 § 362(d)(1) により、法人 X は出資した資産の税務基礎価額の引き上げを時価 \$ 50 に制限される。

設例 9 (36) (非課税の事業体による複数資産の現物出資)

ノンリコース債務 \$ 100 は、株主 A (米国の課税を受けない外国の個人か法人 (foreign person)) が所有する 2 つの資産によって保全されている。1 つの資産は、時価 40 (税務基礎価額 \$ 10)、もう 1 つの資産は、時価 \$ 80 (税務基礎価額 \$ 50) である。株主 A は時価 \$ 80 の資産を法人 X に出資し、もう 1 つの資産は保持する。株主 A はノンリコース債務の返済義務を負わない。§ 357(c) により、株主 A は利得 \$ 50 (債務 \$ 100 - 税務基礎価額 \$ 50) を認識する。しかし、その利得は株主 A が外国人であるため、米国で課税されない。税法改正前においては、法人 X は資産の税務基礎価額を \$ 100 (引継価額 (carryover basis、これは transferred basis と同じである。) \$ 50 + § 357(c) の利得 \$ 50) に引き上げることができた。しかし、§ 362(d)(2) の規定ができたため、法人 X の税務基礎価額は引継価額に、ノンリコース債務の担保に供した資産の時価の比で法

人 X が債務を引受けたとみなした場合に、株主 A が認識することになる利得の額を加算した金額に制限される。出資した資産の時価 \$ 80 が債務の担保に供した資産の時価総額 \$ 120 に占める割合は 66% (80 / 120)であり、ノンリコース債務 \$ 100 のうち \$ 66 を引受ける。その結果、株主 A が認識したとみなされる利得は \$ 16 (法人 X が引受けた債務 \$ 66 - 資産の税務基礎価額 \$ 50)であり、法人 X が資産に付すべき税務基礎価額は \$ 66 (引継価額 \$ 50 + 株主 A が認識したとみなされる利得 \$ 16)になる。これは、§ 362(d)(1)による場合には、法人 X の税務基礎価額は資産の時価 \$ 80 が限度額になるのとは対照的である(すなわち、時価をかなり下回る。筆者注)。

おわりに

現物出資で、株主 A が資産を譲渡し、法人 X が資産を譲受けるとともに株主 A の債務を引受けるとき、当事者に適用される主な規定は次のとおりである。

- 1. 株主 A の課税
 - (1) 原則的な取扱い

§ 357(a) により、債務の引受けは交換差金にならないので譲渡者に課税されない。

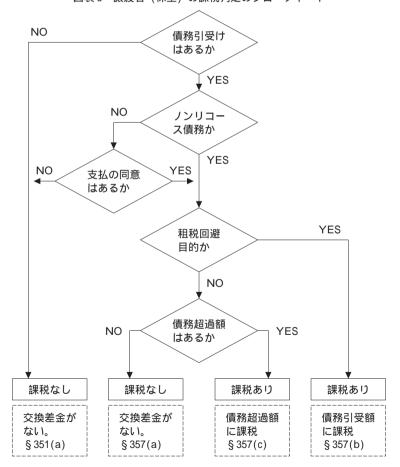
- (2) 例外的な取扱い
- § 357(c) により、債務の引受額が譲渡する資産の税務基礎価額を 超過するときその債務超過額に課税される。
- 2. 株主 A が受取った株式に付す税務基礎価額

§ 358(a) と§ 358(d) により、譲渡した資産の税務基礎価額に株主 A が認識した利得を加算し、引受けられた債務を控除した額が株式の税務基 礎価額になる (交換価額)。

3. 法人 X が出資を受けた資産に付す税務基礎価額

§ 362(a) により、株主 A が資産に付していた税務基礎価額に、株主 A が認識した利得を加算した金額を譲受資産の税務基礎価額とする (引継価額)。

そこで本稿のまとめとして、まず、上記1の株主Aの課税について、 その取扱いを図表5のフローチャートで示す。



図表 5 譲渡者 (株主) の課税判定のフローチャート

次いで、これに上記2と3の税務礎価額に関する取扱いを追加して、§ 357の規定が株主 A の課税を繰延べるものであることを図表6の一覧表により説明する。

なお, 図表 6 の事例 から に共通する前提として, 株主 A が譲渡する資産の時価は \$ 1,000. 法人 X が引受ける債務の額は \$ 500 とする。

図表 637 株主 A が認識する利得と株式の税務基礎価額

	Aの資産	債務の	A に実現	Aが認識	AのX株式の	Xの資産の
事例	の税務基	引受額	する利得	する利得	税務基礎価額	税務基礎価額
	礎価額	(B)	(C=時価-A)	(D = B - A)	(E = A + D - B)	(F = A + D)
	(A)			(§357(a) + (c))	(§358(a) + (d))	(§362(a))
	\$ 200	\$ 500	\$ 800	\$ 300	\$ 0	\$ 500
	500	500	500	0	0	500
	800	500	200	0	300	800

各事例において、株主 A が認識すべき利得は、次のようになる。

事例

債務の引受額が資産の税務基礎価額を超えるので、その超過額 \$300の利得が認識される。

また、株式の純資産価値 (net value, 資産の時価から債務引受額を控除した金額) は\$500 (資産の時価\$1,000 - 債務引受額\$500,以下,本設例において同額である。)であり、将来この株式の譲渡により\$500 (株式の純資産価値\$500 - 株式の税務基礎価額\$0)の利得を認識する。この利得は、譲渡時に実現した利得\$800からその時に認識した利得\$300を控除した残額に等しい。すなわち、資産の譲渡時に、債務超過額に見合う金額の利得を認識するが、残りの利得は将来、株式を譲渡するまで課税を繰延べる。

結局,資産の交換から株式の譲渡までを通算すると,認識する利得は交換時に\$300,株式譲渡時に\$500の合計\$800である。

事例

資産の譲渡時に\$500の利得が実現するが、債務の引受額は交換差金とはならないのでこの利得には課税しない。

また、株式の純資産価値は\$500であり、将来におけるこの株式の譲渡により\$500(株式の純資産価値\$500-株式の税務基礎価額\$0)の利得を認識する。この利得は、譲渡時に実現したが認識しなかった利得\$500である。すなわち、資産の譲渡時に繰延べられた利得は株式の売却時に課税される。

事例

課税は上記事例 と同じである。すなわち、資産の譲渡時に\$200 の利得が実現するが、債務の引受額は交換差金とはならないのでこの 利得は認識しない。

また,株式の純資産価値は\$500であり,将来,この株式を譲渡すると\$200 (株式の純資産価値\$500・株式の税務基礎価額\$300)の利得が認識される。この利得は,譲渡時に実現したが認識しなかった利得\$200である。

このように§357の規定は、§358の株式の税務基礎価額の規定と一体をなして債務の引受額に係る課税を将来に繰延べる効果がある。

なお、法人 X の資産の税務基礎価額は株主 A が利得を認識した場合にのみ加算する(事例)。利得を認識しない場合には株主 A が資産に付していた税務基礎価額をそのまま引き継ぐ(事例と)。

(2012年5月4日脱稿)

注

- (1) George K. Yin and Karen C. Burke, Corporate Taxation, Wolters Kluwer, 2011 p. 245
- (2) Cheryl D. Block, Corporate Taxation, Fourth Edition, Aspen Publishers, 2010 p. 67
- (3) Ibid., p. 98

- (4) ヘンドラー事件に関するアメリカ連邦最高裁判所判決の詳細については、大塚正民「ヘンドラー事件アメリカ連邦最高裁判所判決 税考古学的立場からの考察」税法学(日本税法学会)563号(2010年5月)125-139頁を参照のこと。
 - なお、本稿の以下におけるヘンドラ 事件の最高裁判決の影響とそれを排除するための対応的な立法の経緯についての記述は次の文献に依拠している。Boris I. Bittker and Lawrence Lokken, Federal Taxation of Income, Estates and Gifts (Volume Four), Third Edition, Warren Gorham & Lamont, 2003 ¶91. 4. 1 (p. 91-24) また、同書からの引用で頁数の前にSが付いているものは、2008 Cumulative Supplement No. 3 Text Part Volumes 1-4 からの引用を意味する。
- (5) § 361 は、法人が組織再編成で株式のみとの交換で資産を譲渡しても利得・ 損失を認識しないという規定である。以下、条文中に§ 351 の規定と併記され る組織再編成の個々の規定(§§ 354, 355, 356 等)についての説明は省略する。
- (6) Cheryl D. Block, op. cit., pp. 98-99
- (7) Ibid., p. 100
- (8) Ibid., p. 100
- (9) Ibid., pp. 89-90 二重課税の問題は本稿が対象としている考察の範囲を超えるので立ち入ららない。
- (III) Boris I. Bittker and Lawrence Lokken, op. cit., ¶ 91. 4. 1 (p. 91-26) Example 91-2 の様式を参考にしてまとめた。(以下, 図表 2 から図表 4 において同じ)
- (II) Karen C. Burke, Federal Income Taxation of Corporations and Stockholders, Sixth Edition, Thomson West, 2007 p. 74
- (12) Cheryl D. Block, op. cit., pp. 100-101
- (13) Karen C. Burke, op. cit., p. 75
- (14) Cheryl D. Block, op. cit., p. 102
- (15) Ibid., p. 103
- (16) Ibid., p. 103
- (17) Howard E. Abrams and Richard L. Doernberg, Federal Corporate Taxation, Sixth Edition, Foundation Press, 2008 p. 28
- (個) 債務の引受けの課税は、「税務基礎価額の回収を優先 (basis first)」しており、「利得の認識を優先 (gain first)」する§351(b) の交換差金に対する課税とは対照的な取扱いである。Ibid., p. 27
- (19) Boris I. Bittker and James E. Eustice, Federal Income Taxation of

Corporations and Shareholders, Seventh Edition, Warren Gorham & Lamont, 2002 ¶ 3. 06 [4] [a] (p. 3-33)

- (20) Karen C. Burke, op. cit., p. 79
- (21) George K. Yin and Karen C. Burke, op. cit., p. 280
- ② 取引を分解してこのようにみなす見解は次の文献にみられる。Howard E. Abrams and Richard L. Doernberg, op. cit., p. 30
- ② George K. Yin and Karen C. Burke, op. cit., p. 280, ここでいう2つの税務上の恩典とは、株主 A が買掛金 \$ 20 を控除したうえ、法人 X が現金主義を採用している場合には、法人 X においても、買掛金を支払ったときに事業費用として控除できることを指すものと考えられる。Howard E. Abrams and Richard L. Doernberg, op. cit., pp. 30-31 を参照のこと。
- (24) Cheryl D. Block, op. cit., pp. 105-106
- (25) Ibid., pp. 113-114
- ② Staff of the Joint Committee on Taxation, General Explanation of Tax Legislation enacted in the 106th Congress., April 19, 2001, p. 10 http: // www.jct.gov/publications.html?func=startdown&id=1212 閲覧日 2012/03/30
- (27) Michael J. Kllegman and Jeannette A. Martin, Whose Liability Is It Anyway? The Impact of Recent Amendments to Section 357, Journal of Taxation, December 1999, p. 346
- (28) Ibid., p. 346
- (29) Ibid., p. 347
- (30) Ibid., p. 346
- (31) Staff of the Joint Committee on Taxation, op. cit., pp. 9-10
- (32) Karen C. Burke, The Story of Hendler: From Pyrrhic Victory to Modern Section 357 How are Tax Avoidance Cases Decided?, in Steven A. Bank and Kirk J. Stark, Business Tax Stories, Foundation Press, 2005 p. 200
- 33 Boris I. Bittker and Lawrence Lokken, op. cit., ¶91. 6. 1 (S91-8)
- ③4 Cheryl D. Block, op. cit., p. 120 参照
- 35 Michael J. Kllegman and Jeannette A. Martin, op. cit., p. 347
- (36) Ibid., p. 348
- ③ Martin D. Ginsburg and Jack S. Levin, Mergers Acquisitions, and Buyouts, September 2011 Edition (Volume 2), Walters Kluwer, 2011 ¶ 901 (p. 9-15) なお,各事例毎の株主 A の課税の説明は,すべて筆者が書き加えたものである。また,一覧表の計算式は筆者が補足した。